

提出は一月三十一日までに!!

給与支払報告書

1 提出先

受給者の昭和六十四年一月一日現在居住する市町村長あてにそれぞれ提出して下さい。

2 提出数

「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので源泉徴収票は本人に交付し、
(1)総括表(薄茶色) 一組(二枚)と、
(2)個人明細書(緑色) 一人につき二枚を提出して下さい。

(3)給与の収入金額が一、五〇〇万円を超える者については年末調整は不要となっていますが、給与支払報告書の提出は必要です。必ず作成の上該当市町村に提出して下さい。

3 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

- (1)昭和六十四年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入して下さい。
- (2)受給者氏名には必ずフリガナをつけて下さい。
- (3)受給者の生年月日は忘れずに記入して下さい。
- (4)この用紙は無色カーボンなの



で、源泉徴収票の下に下敷を入れて書いて下さい。

「扶養親族の数」の欄には、その年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入して下さい。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。ただし、つぎのような方は申告していただかなければなりません。
①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。

※医療費控除の定額基準額の引上げについて

医療費控除について、いわゆる足切り限度額のうち定額基準額が一〇万円(これまで五万円)に引き上げ

られました。
②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人。
③住宅を新築又は、増改築等し

て住宅ローン控除を受けようとする人。

などは確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする方は、もれないようにすべての従業員の都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出して下さい。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いいたします。

譲渡所得の「お尋ね」お早めに!

土地や建物を買った利益「譲渡所得」に対して、所得税などがかかります。

昨年中に土地・建物などを売った場合には、確定申告をしていたですが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通知書が大月税務署から送付されますので、関係書類を持参のうえ市役所税務課まで提出をお願いします。

この「お尋ね」を出しませんと

直接大月税務署まで行っていただくことになります。

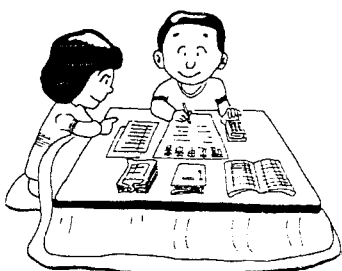
「償却資産」の申告

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は一月三十一日(火)までとなっていますので、忘れずに提出して下さい。

なお、用紙のない人は税務課資産税係へ請求してください。

所得税・住民税の申告準備を!



昭和六十三年分の所得税の確定申告と六十四年度の住民税の申告は例年のとおり二月十六日から三月十五日までをお願いします。

この申告をされる方は、昭和六

十三年中の収入金額や経費などの決算を済ませておいて下さい。

白色申告者などでまだ帳簿類の整理ができていない方は、早めにご準備願います。

なお、住民税の申告相談日程など詳しくは、二月号広報でお知らせします。

二〇歳になったら国民年金に加入しましょう



成人式を迎えられたみなさんおめでとうございます。

国民年金は、すべての人が加入し共通の「基礎年金」を受けられる仕組みになっています。

「年金なんて、遠い将来のこと.....」

二十歳になったばかりのあなたは思ふかも知れませんが、長い人生どんな災難や老後生活が待っているかわかりません。そんなときの備えとして欠かすことのできないのが国民年金です。

まだ加入していない方は、加入手続きをして下さい。